

平成 29 年 4 月 11 日

町民の皆様へ

安芸太田町総務課

安芸太田町職員の道路交通法違反(酒気帯び運転)による逮捕及び県補助金不正取得等の不祥事案について

安芸太田町職員の道路交通法違反「酒気帯び運転」による逮捕(平成 29 年 3 月 4 日)及び広島県補助金不正取得等の事案に関して、その概要について報告します。

1 不祥事を起こした職員

- ① 所属・職名 総務課付 課長補佐 (前地域づくり課 課長補佐)
- ② 年齢・性別 44 歳・男性
- ③ 経歴等
 - 平成 3 年 4 月 戸河内町職員へ採用 (建設課技師)
 - 平成 11 年 4 月 住民生活課 主事
 - 平成 14 年 4 月 産業観光課 主任主事
 - 平成 16 年 10 月 安芸太田町産業観光課 主任主事 (町村合併)
 - 平成 18 年 4 月 建設課 主任
 - 平成 24 年 4 月 広島県へ派遣(総務課付) 主査
 - 平成 27 年 4 月 地域づくり課 主査
 - 平成 28 年 4 月 地域づくり課 課長補佐

2 事件の概要及び経緯

(1) 道路交通法違反(酒気帯び運転)について

① 事件の概要

平成 29 年 3 月 4 日午前 5 時 40 分過ぎ、広島市南区大須賀町の県道 37 号において、自家用車で走行中中央分離帯へ衝突する単独事故を起こし、通報後警察の取り調べの際「酒気帯び運転」が判明したため現行犯逮捕されたものです。

本人から聞き取った情報によると、3 日夜に広島市内の飲食店で友人数人と飲酒した後市内のホテルで宿泊し、3 月 4 日・5 日で予定していた長野県への出張のため、ホテルから集合場所の広島駅へ自家用車で向かう途中での事故です。3 月 5 日に釈放された以降は自宅謹慎としています。

(2) 広島県補助金の不適切な事務処理(不正取得)について

安芸太田町が実施した平成 27 年度地域づくり事業のうち、広島県補助事業である平成 27 年度地域課題解決支援事業において、前記職員が次のとおり不適切な事務処理を行い、広島県補助金を不正取得していた事案を確認しました。

① 事件の概要

ア 補助事業名

平成 27 年度地域課題解決支援事業 (広島県補助事業)

イ 事業の内容

広島県地域課題解決支援事業補助金交付要綱に基づき、県内中山間地域の住民自治組織が地域維持、活性化のために実施する事業に対して、その計画策定及び事業実施について、市町を通じて補助金を交付するものです。

ウ 不適切な事務処理が行われた事業

No.	事業名	事業実施団体	県からの補助金	備考
1	平成 27 年度地域課題解決支援事業 (地域づくり支援事業)	地域活動団体	200,000 円	

2	平成 27 年度地域課題解決支援事業 (大学・地域協働による地域課題の解決 支援事業)	地域活動団体	275,190 円	
3	平成 27 年度地域課題解決支援事業 (地域づくり支援事業)	地域自治組織	200,000 円	
計	3 事業	2 団体	675,190 円	

② 不適切な事務処理の内容

ア 事件の概要

前記職員は、上記県補助事業のほかに国の補助事業（国⇒地域団体への直接補助 10/10）の事務も担当しており、これらの事業の補助金交付申請書及び補助金実績報告書の作成の事務処理を行っていました。

上記の3件の県補助事業において、この職員は国事業と重複して補助金申請し、事業実績報告の際には、国事業で実施した領収書の支出証拠書類を偽造（宛名の書き換え）したものを用いて、県からの補助金を不正に取得したものです。

なお、事務取扱職員による私的流用や着服はありませんでした。

イ 事件が発覚した経緯

町から事業実施団体への補助金支出は、年度が変わった平成 28 年 5 月（出納閉鎖期間）となったため、事業実施団体にとっては平成 28 年度分の収入となりますが、本年 3 月の年度末会計整理にあたって、収入事由が不明な入金があると、一方の事業実施団体から相談があり、上記の県補助事業及び国の補助事業を精査したところ、不適切な事務処理が判明したものです。ただちに、もう一方の団体にも確認したところ、収入事由が不明な入金があることを確認しました。

③ 不適切処理発覚後の対応について

ア 事業実施団体からの補助金還付について

町において調査した結果、不適切な事務処理によって振り込まれた補助金であることが確認できたため、両事業実施団体から補助金の還付をしていただきました。

両事業実施団体とも、入金事由が不明なことから当該補助金は留保されていました。

イ 補助金の返還について

不正に取得した県補助金については、広島県に返還すべく協議しています。

3 事案に関するお詫びと信頼回復に向けての取組み

職員は、町政の運営に当たり、公平・公正な立場で、的確かつ適正に業務を執行しなければなりません。しかしながら、本町においては、平成 27 年 1 月に詐欺及び収賄事件により職員が逮捕されるという不祥事が発生しました。

その後、町では職員の意識改革と不祥事の再発防止策を取りまとめ、職員一丸となって町民の皆様の信頼回復に努めてまいりましたが、今回、新たに職員の道路交通法違反（酒気帯び運転）での逮捕及び県補助金の不正取得事案が発生しました。

このことは、前回の事案を受け、町民の皆様の信頼回復に向けて職員全体で取り組んでいることが不十分であったことの証であり、深く反省しています。

今回の行為は、町政に対する町民の皆様の信頼を重ねて著しく失墜させたということを重く受け止め、職員全員が猛省し、今後二度とこのような事案が発生することのないよう、再発防止の取組みを徹底して取り組んでまいります。